２　国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　次条において準用する第八十三条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

３　前条の登録は、登録消火講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　消火講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　消火講習事務を行う事務所の所在地

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（準用）

第八十三条の十九　前節（第八十三条の二及び第八十三条の三を除く。）の規定は、第八十三条の十七の登録、消火講習、登録消火講習機関及び消火講習事務について準用する。この場合において、第八十三条の四中「前条第三項第二号」とあるのは「第八十三条の十八第三項第二号」と、第八十三条の五第二項中「第八十三条の二及び第八十三条の三」とあるのは「第八十三条の十七及び第八十三条の十八」と、第八十三条の七中「登録生存講習事務規程」とあるのは「登録消火講習事務規程」と、第八十三条の十中「第八十三条の三第一項各号」とあるのは「第八十三条の十八第一項各号」と、第八十三条の十三第一号中「第八十三条の三第二項第一号」とあるのは「第八十三条の十八第二項第一号」と、第八十三条の十六第一項中「この節」とあるのは「この節（第八十三条の二及び第八十三条の三を除く。）並びに次条及び第八十三条の十八」と読み替えるものとする。

第八章の三　快適な海上労働環境の形成のための措置

（船舶所有者の講ずる措置）

第八十三条の二十　船舶所有者は、船内における安全及び衛生の水準並びに休息の質の向上を図るため、次に掲げる措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な海上労働環境（船内における職場環境並びに船員室の居住環境及びインターネットの利用環境をいう。以下この条において同じ。）を形成するように努めなければならない。この場合において、第二号から第四号までに掲げる措置については、当該船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様を勘案するものとする。

一　係船の自動化その他の船内作業の方法を改善するための措置

二　船員室の新設、増設又は拡大

三　船員室におけるインターネットの利用を確保するための措置

四　浴槽その他の船内作業に従事することによる船員の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備

五　空気調和設備の作動状態の確認その他の海上労働環境を快適な状態に維持管理するための措置

六　前各号に掲げるもののほか、快適な海上労働環境を形成するため必要な措置

（快適な海上労働環境の形成のための指針の公表等）

第八十三条の二十一　国土交通大臣は、前条に規定する措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

２　国土交通大臣は、前項の指針に従い、船舶所有者又はその団体に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

第八十五条第三項中「その者の船員手帳に」を削る。

第百条の三第一項第六号中「第五十条第三項」を「第五十条第四項本文」に、「より」を「より」に、「記載されて」を「記載され、又は同項ただし書の規定により船員に同項ただし書に規定する書面が交付されて」に改め、同項第三十四号を同項第三十六号とし、同項第三十三号中「第十八条」の下に「（第四項を除く。）」を加え、「第二十三条第五項」を「第二十二条の二第五項」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項中第三十二号を第三十四号とし、第十八号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

十八　第八十一条の二第一項又は第八十一条の三第一項の規定により、船員についてこれらの規定に規定する基本訓練が実施されていること。

十九　第八十一条の三第三項から第五項まで（これらの規定を第八十一条の四において準用する場合を含む。）及び第八十一条の五の規定により、船員に第八十一条の三第三項各号に定める実技講習（第八十一条の五の規定の適用を受ける船員にあつては、これらに相当する講習であつて船員条約又は漁船員条約の締約国が認めたものを含む。）を受けさせていること。

第百条の六第三項第一号中「第二十一号まで、第二十五号から第二十九号まで、第三十二号及び第三十三号」を「第二十三号まで、第二十七号から第三十一号まで、第三十四号及び第三十五号」に改め、同項第三号中「第三十三号」を「第三十五号」に改める。

第百条の十九第一項中「財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第百条の二十六第二項第四号及び第百三十六条において「」及び「」という。）」を削る。

第百十七条の二第一項中「いる者」の下に「又は航海当直部員適任証書を受有する者」を加え、同条第二項中「をする。」を「をし、又は航海当直部員適任証書を交付する。」に改め、同条第三項中「抹消され」の下に「、又は航海当直部員適任証書の返納を命ぜられ」を、「の証印」の下に「又は同項の規定による航海当直部員適任証書の交付」を加え、同条第四項中「いる者」の下に「又は航海当直部員適任証書を受有する者」を加え、「抹消する」を「抹消し、又は航海当直部員適任証書の返納を命ずる」に改め、同条第五項中「及び」を「並びに」に、「規定による証印」を「証印及び航海当直部員適任証書」に改める。

第百十七条の三第一項中「いる者」の下に「又は危険物等取扱責任者適任証書を受有する者」を加え、同条第二項中「をする」を「をし、又は危険物等取扱責任者適任証書を交付する」に改め、同条第三項中「及び前項に規定する証印」を「並びに前項の証印及び危険物等取扱責任者適任証書」に改める。

第百十七条の四第一項中「いる者」の下に「又は特定海域運航責任者適任証書を受有する者」を加え、同条第二項中「をする」を「をし、又は特定海域運航責任者適任証書を交付する」に改め、同条第三項中「及び前項に規定する証印」を「並びに前項の証印及び特定海域運航責任者適任証書」に改める。

第百二十条の三第一項中「以下この条において「外国船舶」という。）で」を「）であつて」に改め、「もの」の下に「（以下この条において「外国船舶」という。）」を加え、「当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合しているかどうか及び当該外国船舶の乗組員が次に掲げる要件の全て」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該外国船舶が漁ろうに従事する船舶以外の船舶である場合　次のイからニまでに掲げる要件

イ　当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合していること。

ロ　当該外国船舶の乗組員が船員条約に定める航海当直の基準に従つた航海当直を実施していること。